

平成27年度 救護施設 港晴寮 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 理念

当施設の福祉サービスは、法人理念を念頭に置き、社会福祉法に基づき、個人の尊厳の保持を旨としています。その内容は利用者本位の立場に立ち、一人ひとりが心身共に健やかに育成され、または、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものとします。

2. 基本方針

障がいの種類を問わず支援を要する人がともに生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障し、利用者の幸福の追求と、その人らしい豊かな生活の実現の支援に最大限努めます。

就労による経済的自立を目指す「就労自立支援」、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援を目指す「社会生活自立支援」、自分で健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための「日常生活自立支援」を利用者のニーズに応じて支援していきます。

3. 目的

港晴寮は生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人たちを対象に、生活扶助のみに留まらず自立支援も行うことを目的とします。

(利用定員80名) また、利用者の地域生活への移行支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施に取り組みます。

(平成18年度より大阪市から指定管理者として指定を受けています。平成24年度に3回目の指定更新がなされ、平成27年度まで指定を受けています。)

4. 生活困窮者自立支援の推進

本年4月より実施される生活困窮者自立支援法施行により、総合福祉相談窓口の設置を行います。(相談窓口連絡先：06-6572-5095)

主な事業内容として、就労その他の自立に関する「自立相談支援事業」、就労に必要な日常・社会生活訓練段階から有期で実施する「就労準備支援事業」、住居の無い生活困窮者の一時宿泊提供としての「一時生活支援事業」、家計管理指導による「家計相談支援事業」、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」、就労に必要な知識能力向上のための訓練として「就労訓練事業(中間的就労)」を実施します。

また、施設所在区での生活困窮者自立支援事業との協働を実施します。

5. 地域公益活動の推進

厚生労働省に於いて社会福祉法人が率先して「地域公益活動」を行う事が義務化とされていく中で、当施設として「生活困窮者自立支援制度」に基づき、地域で公的制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々を、地域の諸機関と連携して地域ニーズ・発見に努め、これらの人を訪問して相談活動を行い、一時的な施設機能の活用等を通し心理的不安の解消や必要な諸制度に繋ぐなど、課題の解決に努め社会福祉法人としての存在意義を高めていきます。主な活動として【総合福祉相談】【就労準備支援】【中間的就労】【居場所づくり】【見守り巡回】【食事提供サービス】【一時入所（緊急避難）】等の有効活用的な支援を実施できるような体制を構築します。

また、港晴地域活動協議会等地域ネットワークに参画し、地域ニーズの把握に努め社会福祉法人としての役割を果たすべく、総合福祉相談の実施、制度に無い必要な支援を行うよう地域協働を行います。

当法人が所属する全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り組み、その達成度を高めていきます。

6. 地域移行支援事業の推進

6-1 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 3部屋／3名を対象とする。

エトワール朝潮橋 203号・501号 大阪市港区八幡屋1丁目1番19号

デイズハイツ朝潮橋 307号 大阪市港区八幡屋1丁目1番5号

訓練期間 6ヶ月

6-2 保護施設通所事業

同法人の救護施設第2港晴寮にて、通所訓練及び訪問指導を実施します。訓練内容は、救護施設退所者を、施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように協働により支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施することです。港晴寮としては、独自事業として「ふれあい訪問」の実施継続を行います。

当施設では、第2港晴寮が実施する上記の事業に対し全面的に協力していきます。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等

「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等

7. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準

法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

7-1 個人情報保護

利用者のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規定」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

7-2 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を図っていきます。

7-3 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものととらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場での議論及び「虐待防止チェックリスト」等を活用し、積極的に取り組んでいきます。

8. 情報公開

情報公開については、ホームページ上にて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

また、常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます（<http://koseiryu.org>）。定期的に広報誌の発行も行い、地域の方々や地域生活に移行した施設退所者に配布するなど、施設が地域に溶け込めるよう努めていきます。

9. 利用者への支援

利用者意向の把握に努め、施設の提供しているサービスを見つめ直す機会の一つとして今後の課題や方向性を位置づける材料としていきます。具体的には、定期的なニーズ把握調査（年2回・アンケート方式など）により、利用者ニーズを確認し、施設運営の最適化を図ります。また、項目ごとの重点項目は以下のとおりです。

9-1 個別支援計画

適切なサービス提供をするために、利用者個々の状態を正しく理解し本人の意向を尊重し、個別支援計画を策定し評価、見直ししていくプロセスを重要視していきます。計画の策定には業務ソフト「福祉見聞録」を導入し効率化と情報の共有化を

図るとともに、プロセスを踏んだていねいな計画策定を行っていきます。

そのためには利用者本人だけでなく、家族や実施機関とも連携しながらより良いサービス提供に努めていきます。

リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の禁止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の援助についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

9-2 苦情解決

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、家族等や第三者（代理人）からも申し立てができるような体制を整え、苦情受付担当者、第三者委員を配置し施設運営やサービス内容の改善を求めることができるようにしています。

段階別に、個別面接、グループミーティング（小座談会）、施設座談会（全体会）と三つのステージを用意して、利用者が直接口頭で話せる機会を設けています。

また、各フロアに「意見箱」を設置し、匿名でも苦情や意見を申し出しやすい環境に配慮します。

9-3 リスクマネジメント

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、リスクマネジメントシステムの強化を図り、迅速な改善策の実行や、業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

9-4 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報や利用者の近況について、定期的に連絡して、調整・関係修復を図っていきます。実施機関へも定期的に報告することで連携をとり、利用者への支援を行っていきます。

9-5 作業支援と就労支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として内職作業、清掃作業等を用意しています。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練を段階的に実施していきます。

また、ハローワークやジョブコーチなどの有効活用など、就労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

利用者就労支援の一環として、中間的就労として位置づけられる作業を開拓・実践し、利用者の自立支援につなげていきます。

9-6 レクリエーション

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレ

クを随時実施していきます。今年度の主要な行事は次の通りです。

観桜会 / 日帰りレク / 林間学校 / 納涼会 / 敬老祝賀会
 救護施設合同文化事業 / 野外生活訓練 / 新年祝賀会 / カラオケ大会
 プロ野球観戦 / もちつき など

9-7 クラブ活動

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。今年度のクラブ活動は次の通りです。

美術図工クラブ (週1回: 図画工作や美術鑑賞)
 書道ペン字クラブ (週1回: 毛筆・ペン字)
 歌謡クラブ (月2回: カラオケ等も活用)
 スポーツクラブ (月2回: 卓球やw i i を活用したレクリエーションなど)
 園芸クラブ (月2回: 季節の植物の育成や世話など)
 など

10. 健康維持管理サービス

10-1 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

10-2 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基底に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

10-3 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また「給食懇談会」や嗜好調査を定期的実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらおうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

今年度の重要項目は次の通りです。

鍋料理 (冬期11~3月) / バイキング料理 (月1回) / 選択献立 (週1回)

残菜調査（年2回）・嗜好調査（年4回）／ 季節感のある食生活づくり（季節毎）
食中毒予防の徹底（食事前の手洗い消毒、食材の安全確保、安全な調理方法）
給食懇談会（月1回）／ 治療食者懇談会（随時）／

1 1. 地域サービス

11-1 施設の社会化

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域社会に積極的に提供し、交流を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきたいと思えます。

過去の地域美化運動などの取り組み実績が、少しずつ地域に認知されてきています。今まで以上に地域における各種行事（地域交流行事・防災避難訓練など）へ積極的に参加し地域との交流を図り、地域の方にも施設内外行事へご招待するなど、相互理解から地域福祉への一助となるよう継続していきます。地域の生活困窮者支援の相談窓口という形で認知されるよう取り組んでいきます。

11-2 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

・福祉関係大学および専門学校生・教員免許取得希望者の介護体験実習生等

11-3 ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアの受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

11-4 退所者への生活援助

退所された方が再度生活困窮に陥らないように、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。今年度は地域生活へ移行した利用者への訪問活動を拡大して実施していきます。

1 2. 防犯・防災管理対策

12-1 災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また防火バケツを各部屋に設置し、利用者・職員ともに防災に対するモチベーションの維持を図っていきます。

12-2 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

12-3 事故防止安全対策

日常業務の中で事故を防止する為に、施設の内外に限らず日頃より危険認識に努め、事故を未然に防ぐよう努めます。どのような事態においても利用者の安全第一で業務にあたります。

12-4 災害等緊急時対策

毎月1回災害避難訓練を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。また、想定外の自然災害についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保します。また、有事に備え備蓄食糧や物品の確保・定期チェックを行っていきます。

12-5 地域防災の拠点の一つとして

大阪市港区と「災害時の福祉避難所」として協定を締結し、高齢・障がい者など支援を要する被災者を一定期間受け入れケアを行う役割を担いました。地域と一体となった防災体制は今後不可欠であり、総合避難訓練などに積極的に参加し、地域防災の拠点としての存在となっていきたいと考えています。

13. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

新人職員には特に丁寧な指導により、将来の福祉人材を育てる目的のもと、プリセプター制度を活用し優秀な人材に育成します。

職員の意向を確認する機会を持ち、法人意向調査や施設長面接により、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

13-1 研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。伝達研修や施設内研修を強化し、業務マンネリ化を防ぎ、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

13-2 諸会議

①職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

1. 事業計画（行事）の検討
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

②サービス検討会議（月1回）

利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを検討する他、利用者サービスに直結する全ての問題を検討し全体化していきます。

③リスクマネジメント委員会（随時）

利用者に関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めます。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めていきます。

④苦情解決委員会（随時）

利用者からの苦情を聴き、単なるクレームと軽視せず、その問題を解決してより良いサービス提供ができるように検討していくとともに、業務内容の見直しを含め積極的に業務改善に取り組んでいきます。

⑤防災会議（月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議します。

⑥職員研修会・職員勉強会（随時）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修を通して学ぶとともに、人権研修など伝達研修も含めて実施していきます。

⑦食事サービス会議（月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整をおこない、よりよい食事サービスの提供を検討していきます。

⑧法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑨法人内救護施設施設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑩法人内救護施設主任会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について各階層ごとに共有化を図り、業務の改善策等について検討していきます。

⑪ミーティング

始業時に全体ミーティングを行い、利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡調整の徹底を図ります。

13-3 福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理メンタルヘルスケアやレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

14. 外部監査・福祉サービス第三者評価への取り組み

平成25年1月に「福祉サービス第三者評価」を受審しました。当施設の組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。また、長期的にも定期的な受審によりサービスの質の見直し・維持・向上を目指していきます。